

築上町告示第106号

平成23年第3回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成23年8月26日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 平成23年9月5日
- 2 場 所 築上町役場議事堂

開会日に応招した議員

小林 和政君	宮下 久雄君
丸山 年弘君	工藤 政由君
工藤 久司君	有永 義正君
吉元 成一君	田村 兼光君
塩田 文男君	西畑イツミ君
塩田 昌生君	中島 英夫君
田原 宗憲君	信田 博見君
武道 修司君	西口 周治君

9月7日に応招した議員

9月8日に応招した議員

9月9日に応招した議員

9月20日に応招した議員

応招しなかった議員

平成23年 第3回 築上町議会定例会会議録(第1日)

平成23年9月5日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成23年9月5日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

議長の報告

・提出された案件等の報告

町長の報告

第3号 平成22年度健全化判断比率の報告について

第4号 平成22年度資産不足比率の報告について

第5号 しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について

第6号 東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について

第7号 株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について

日程第4 議案第70号 平成23年度築上町一般会計補正予算(第3号)について

日程第5 議案第71号 平成23年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

日程第6 議案第72号 平成23年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

日程第7 議案第73号 平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第8 議案第74号 平成23年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)について

日程第9 認定第1号 平成22年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第2号 平成22年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第3号 平成22年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第4号 平成22年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第5号 平成22年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第6号 平成22年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第7号 平成22年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第8号 平成22年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第17 認定第9号 平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第10号 平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第11号 平成22年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第12号 平成22年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第13号 平成22年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第75号 築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第76号 訴訟事件の和解について
- 日程第24 議案第77号 町道路線の認定について
- 日程第25 議案第78号 築上町監査委員の選任について
- 日程第26 議案第79号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第27 発議第7号 築上町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 議長の報告
 - 提出された案件等の報告
 - 町長の報告
 - 第3号 平成22年度健全化判断比率の報告について
 - 第4号 平成22年度資産不足比率の報告について
 - 第5号 しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について
 - 第6号 東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について
 - 第7号 株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について
- 日程第4 議案第70号 平成23年度築上町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第5 議案第71号 平成23年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第6 議案第72号 平成23年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第7 議案第73号 平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第8 議案第74号 平成23年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第9 認定第1号 平成22年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第2号 平成22年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて

日程第11 認定第3号 平成22年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第4号 平成22年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第13 認定第5号 平成22年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第6号 平成22年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第7号 平成22年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第8号 平成22年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第9号 平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第18 認定第10号 平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 認定第11号 平成22年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20 認定第12号 平成22年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第21 認定第13号 平成22年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について

日程第22 議案第75号 築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

日程第23 議案第76号 訴訟事件の和解について

日程第24 議案第77号 町道路線の認定について

日程第25 議案第78号 築上町監査委員の選任について

日程第26 議案第79号 人権擁護委員の推薦について

日程第27 発議第7号 築上町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員(16名)

1番 小林 和政君	2番 宮下 久雄君
3番 丸山 年弘君	4番 工藤 政由君
5番 工藤 久司君	6番 有永 義正君
7番 吉元 成一君	8番 田村 兼光君
9番 塩田 文男君	10番 西畑イツミ君
11番 塩田 昌生君	12番 中島 英夫君
13番 田原 宗憲君	14番 信田 博見君
15番 武道 修司君	16番 西口 周治君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君 書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長 新川 久三君 副町長 八野 紘海君
教育長 神 宗紀君
会計管理者兼会計課長 川崎 道雄君
総務課長 吉留 正敏君 財政課長 則行 一松君
企画振興課長 渡邊 義治君 人権課長 松田 洋一君
税務課長 田村 一美君 住民課長 平塚 晴夫君
福祉課長 高橋 美輝君 産業課長 中野 誠一君
建設課長 中川 忠男君 上水道課長 加來 泰君
下水道課長 古田 和由君 総合管理課長 吉田 一三君
環境課長 永野 隆信君 農業委員会事務局長 ... 田村 幸一君
商工課長 久保 和明君 学校教育課長 田中 哲君
生涯学習課長 田原 泰之君 監査事務局長 石川 武巳君
清掃センター長 田村 修乃君 代表監査委員 尾座本雅光君

午前10時00分開会

議長(田村 兼光君) 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、平成23年第3回築上町議会定例会を開会します。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。町長、新川久三君。

町長(新川 久三君) 議員の皆さん、おはようございます。改選後の初の定例会でございますけれども、きょう招集をいただいた全議員出席を賜り、大変ありがとうございます。

さて、近々の、この前、若干報告しましたけれども、新たな事項ということでございますけれども、東日本の大震災。本当にいたたまれない震災でございましたけれども、本町からの町民、それから各種団体からの義援金が9月1日現在で、806万8,330円ということで、浄財が寄せられたところでございます。

これ、この前、申しましたかもわかりませんが、赤十字を通じておりましたけれども、8月の終わりごろから、東松島市と非常に縁が深いということで、直接、東松島市のほうに送金をさせていただいておるところで

ございます。

それから、先般、県の町村長研修がございまして、その後、農水省、財務省に要望に参るわけでございませぬけれども、この中で重点項目として、非常に有害鳥獣の被害が大きいということで、農水省のほうで要望いたしましたところ、これは本当に早い対応いただきまして、直轄、直接採択事業ということで、金曜日の日には有害鳥獣対策室から今井事務官が連絡してまいりまして、広域的に採択する意思があるが、受けるかというようなことで、中津市とそれから上毛町、豊前市、築上町ということで用意しておるがというふうなことで返答がございました。そして、特にですね、隣のみやこ町と行橋市、苅田町、山がつながっておるんで、そして、先般は京築農業推進協議会からの要望というふうなことで、ぜひ、そういうところまで声をかけてほしいということでございましたけれども、一応、すべて声をかけようというふうなことで、いわゆる大分県の中津市と福岡県の京築地方で合同に一齐にやるということで採択しようというふうなことで話がまいったところでございます。

本当に、この要望に対しては私も非常に驚いたところで、要望して、すぐに、こういう返答が来たというふうなことでですね。あとは、それぞれの自治体で協議をしながら、具体的な策を練って、補助申請していこうと、このように考えているところでございます。

それから、本議会につきましては、報告が5件、それから議案が補正予算5件、決算の認定が13件、それから条例議案1件、訴訟事件の和解が1件、町道の認定1件、人事案件が監査委員と人権擁護委員の2件でございます。あと、最終まで、皆さんの忌憚ないいろんな議論を得ながら、全議案採択をいただきたく、よろしくお願ひ申し上げまして、開会冒頭のごあいさつとさせていただきます。

議長(田村 兼光君) これで行政報告は終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

議長(田村 兼光君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、小林和政議員、2番、宮下久雄議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

議長(田村 兼光君) 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。信田委員長。

議会運営委員長(信田 博見君) 議会運営委員会の報告をいたします。

9月2日、議会運営委員会を開会し、お手元に配付の日程案どおり決定いたしました。

9月5日月曜日本日は、本会議で議案の上程、なお、人事案件は本日即決することとして協議いたしました。

9月6日火曜日は、議案考案日とします。

9月7日水曜日は、本会議で議案に対する質疑と委員会付託を行います。

9月8日木曜日は、本会議で一般質問とします。

9月9日金曜日は、一般質問の予備日とします。なお、一般質問の予備日を使用しない場合は、休会といたします。

9月10日土曜日、11日日曜日、12日月曜日は休会といたします。

9月13日火曜日は休会で、厚生文教常任委員会とします。

9月14日水曜日は休会で、産業建設常任委員会とします。

9月15日木曜日は、休会で総務常任委員会とします。なお、委員会審議については、所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案質疑とし、一般行政事務関連については、一般質問でお願いいたします。

9月16日金曜日は休会で、委員会予備日とします。

9月17日土曜日、18日日曜日、19日月曜日は、休会といたします。

9月20日火曜日は、本会議で委員長報告、質疑、討論、採決で、なお、一般質問の受付締め切りは本日午後3時といたします。

以上、会期は本日から9月20日までの16日間とすることが適当だと決定いたしました。

以上、報告いたします。

議長(田村 兼光君) 以上で議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日5日から9月20日までの16日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月20日までの16日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

議長(田村 兼光君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

議案はお手元に配付していますように、議案第70号ほか23件であります。

ほかに、例月出納検査報告が配付のとおり提出されていますので、あわせて御報告いたします。

次に、町長から報告があります。

報告第3号平成22年度健全化判断比率の報告について、報告第4号平成22年度資金不足比率の報告について、報告第5号しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について、報告第6号東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について、報告第7号株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告

についての5件を一括して報告をしていただきます。

職員の朗読の後、町長の報告内容の説明を求めます。財政課長、則行君。

財政課長(則行 一松君) 報告第3号平成22年度財政健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により、平成22年度健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて、報告する。続けてよろしいですか。

報告第4号平成22年度資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、平成22年度資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

報告第5号しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

報告第6号東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

報告第7号株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。平成23年9月5日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 報告第3号でございますけれども、これは平成22年度健全化判断比率の報告でございます。

本報告は、平成19年6月に公布されました「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成22年度の決算数値をもとに算定された健全化判断比率の4指標を報告するものでございます。

健全化判断比率の4指標とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率でございます。平成22年度の決算においては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は比率がございません。実質公債費比率は16.0%、将来負担比率は101.7%となっています。

次に、報告第4号平成22年度資金不足比率の報告について、本報告は、平成19年6月に公布されました「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成22年度の決算数値をもとに算定された公営企業会計の資金不足比率を報告するものでございます。

平成22年度決算においては、特定環境保全公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計及び水道事業会計の資金不足比率でございますが、資金不足の比率はございません。

次に、報告第5号しいだサンコー株式会社の経営状況の報告についてでございます。

本報告は、平成22年度しいだサンコー株式会社の経営状況の報告でございます。当期の経営状況は、純売上高9,503万7,404円で対前年430万1,597円の増収となりました。これに対して、営業費用は

9,454万3,167円で対前年407万8,224円の増収となっております。主な増収の要因は自主事業収入及び施設利用料収入の増収によるものでございます。また、経常利益は75万663円、当期純利益は49万4,788円となっております。

次に、東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告でございます。

本報告は、平成22年度東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告でございますが、当期の経営状況は、売上利益1,885万9,620円で、対前年に対し、98万867円の増収でございます。これに対して、営業費用は2,119万3,352円で、対前年に対し、185万4,900円の減額でございます。

また、経常損失金額は赤字の218万9,203円、当期純損失金額は法人税等18万2,458円を加算し、赤字の237万1,661円となっております。

次に、報告第7号株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告についてでございます。

本報告は、平成22年度つきプロヴァンスの経営状況の報告でございますが、当期の経営状況は、純売上高8,874万2,445円で、前年度に対し、721万3,895円、マイナスの7.5%の減収となっております。これに対して、営業費用、販売費及び一般管理費は8,413万4,963円で、前年度に対して、485万8,652円、6.1%の増加となりました。また、経常利益は475万3,280円、当期純利益は364万3,180円となっております。

以上、報告を終わります。

議長(田村 兼光君) これで説明を終わりました。

これより議事に入ります。

日程第4. 議案第70号

日程第5. 議案第71号

日程第6. 議案第72号

日程第7. 議案第73号

日程第8. 議案第74号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第4、議案第70号の平成23年度築上町一般会計補正予算(第3号)についてから日程第8、議案第74号の平成23年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)についてまでを一括上程したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第70号から議案第74号までを一括上程することに決定しました。

日程第4、議案第70号の平成23年度築上町一般会計補正予算(第3号)についてから日程第8、議案第74号の平成23年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長(則行 一松君) 議案第70号平成23年度築上町一般会計補正予算(第3号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成23年度築上町一般会計補正予算(第3号)を別紙のとおり提出する。

議案第71号平成23年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成23年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出する。

議案第72号平成23年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成23年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出する。

議案第73号平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出する。

議案第74号平成23年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成23年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)を別紙のとおり提出する。平成23年9月5日、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第70号は平成23年度築上町一般会計補正予算(第3号)についてでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額97億2,360万円に対しまして、4億450万円の追加でございます。歳入歳出予算の総額を101億2,810万円と定めるものでございます。

歳出の主なもの、住民基本台帳法改正に伴うシステム改修費用2,529万9,000円、自然エネルギー普及のための太陽光発電設備等設置補助金300万円を計上しております。また、椎田漁港護岸改修工事1,130万円、それから写真等無断使用による損害賠償事件和解費用550万円、東日本大震災で死傷した消防団員への補償費用増加によります消防団員等公務災害等補償共済基金の分担金が1,254万円、公債費の繰上償還が2億591万4,000円。

歳入の主なものは、減額分として、財政調整基金繰入金を1億円、臨時財政対策債6,042万7,000円、増額分は前年度の繰越金5億3,381万6,000円を計上いたしているところでございます。

よろしく御審議をいただき御採択をいただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第71号は平成23年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、本予算は、既定の歳入歳出予算の総額27億6,162万9,000円に1,385万4,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を27億7,548万3,000円と定めるものでございます。

補正予算の主な内容は、社会保険の診療報酬支払基金への後期高齢者支援金等の平成23年度支払分確定に伴う増額補正及び平成22年度分精算に伴う国庫負担金の返納金の増額補正に関するものでございます。

歳入の主なものは、国庫負担金の療養給付費等負担金、介護納付金の負担金217万3,000円の増額補正及び後期高齢者支援金分が423万6,000円の増額補正でございます。また、前年度の余剰金744万5,000円を前年度繰越金として増額補正をしております。

歳出の主なものは、後期高齢者支援金拠出金1,246万円、介護納付金が639万3,000円の増額補正でございます。また、22年度の療養給付費負担金の精算返納金として282万9,000円を増額補正してるところでございます。

よろしく御審議をいただき御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第72号平成23年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額2億7,700万4,000円に対しまして、475万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を2億8,176万1,000円と定めるものでございます。

補正の主な内容は、平成22年度保険料収納繰越に伴う後期高齢者医療広域連合負担金の増額補正及び一般職員人事異動に伴う人件費の増額補正に関するものでございます。

歳入の主なものは、一般会計からの繰入金56万1,000円及び前年度繰越金419万6,000円の増額でございます。

歳出の主なものは、職員手当等56万1,000円、後期高齢者医療保険料等負担金419万6,000円の増額補正となっているところでございます。

よろしく御審議をいただき御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第73号平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ87万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を1億4,342万9,000円と定めるものでございます。

補正の主なものとして、歳入については、一般会計繰入金744万3,000円の減額、前年度繰越金831万6,000円の増額となっております。

歳出については、職員手当等37万3,000円の増額、物品修繕費50万円の増額でございます。

よろしく御審議をいただき御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第74号平成23年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)についてでございます。

本案は、既定の資本的支出を180万円を増額いたしまして、総額を1億4,789万円に定めるものでございます。

補正の要因は、公用車購入を一応補正させていただいております。

よろしく御審議をいただき御採択をお願い申し上げます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

日程第9.認定第1号

日程第10.認定第2号

日程第11.認定第3号

日程第12.認定第4号

日程第13.認定第5号

日程第14.認定第6号

日程第15.認定第7号

日程第16.認定第8号

日程第17.認定第9号

日程第18.認定第10号

日程第19.認定第11号

日程第20.認定第12号

日程第21.認定第13号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第9、認定第1号の平成22年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第21、認定第13号の平成22年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括上程したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第13号までを一括上程することに決定しました。

日程第9の認定第1号平成22年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第21、認定第13号の平成22年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長(則行 一松君) 認定第1号平成22年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度築上町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第2号平成22年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第3号平成22年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第

233条第3項の規定により、平成22年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第4号平成22年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第5号平成22年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第6号平成22年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度築上町健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第7号平成22年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第8号平成22年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第9号平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第10号平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第11号平成22年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第12号平成22年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第13号平成22年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成22年度築上町水道事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月5日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 認定第1号は、平成22年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定でございますが、本認定は、歳入総額が110億8,093万8,803円でございます。歳出総額が95億7,915万1,124円、歳入歳出差引額は15億178万7,679円となっております。このうち翌年度へ繰り越した一般財源は9,116万7,000円で、実質収支額は14億1,062万679円となっております。単年度収支は4億1,219万9,644円、実質単年度収支は6億3,070万3,760円の黒字となっておりますのでございます。

主な施策等につきましては、決算の付属資料に提示しておりますので、よろしく御審議をいただきながら、認定いただきますようお願い申し上げます。

次に、認定第2号平成22年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定でございますが、本認定は、歳入総額は1,736万8,602円、歳出総額3億5,819万8,608円、歳入歳出差引額は3億4,083万6円の赤字となっております。この不足額は、平成23年度からの歳入繰上充用金により補てんをしております。

主な施策等については、決算附属資料に上げておりますので、御参照の上、よろしく御審議をいただき認定をお願い申し上げます。

認定第3号平成22年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。本認定は、歳入総額が428万7,563円、歳出総額が4万3,426円、歳入歳出差引額は424万4,137円でございます。

主な施策等については、決算附属資料のとおりでございます。

よろしく御審議をいただき御認定をお願い申し上げます。

次に、認定第4号平成22年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。本認定は、平成22年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計の歳入歳出決算の認定でございますが、歳入総額が130万9,932円、歳出総額は128万6,633円、歳入歳出差引額は2万3,299円でございます。本事業は、椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計の貸付金の返済回収業務を行っているものでございます。

主な施策等については、決算附属資料のとおりでございます。

よろしく御審議をいただき御認定をお願い申し上げます。

次に、認定第5号平成22年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。歳入総額は164万9,694円、歳出総額は142万6,635円、歳入歳出差引額は22万3,059円でございます。

主な施策等については、決算附属資料のとおりでございます。

よろしく御審議をいただき御認定をお願い申し上げます。

次に、認定第6号平成22年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定でございます。本認定は、歳入総額が25億2,427万8,214円、歳出総額が25億1,683万1,724円、歳入歳出差引額は744万

6,490円の黒字となっております。

主な施策等については、決算附属資料のとおりでございます。

よろしく御審議をいただき認定をお願い申し上げます。

次に、認定第7号平成22年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定でございます。歳入総額が207万516円、歳出総額は207万516円、歳入歳出差引額はゼロでございます。老人保健特別会計については、老人保健法の廃止に伴う医療費請求の事項期間が終了になります平成22年度限りで廃止となります。

主な施策等については、決算附属資料のとおりでございます。

よろしく御審議をいただき認定をいただきますようお願い申し上げます。

認定第8号平成22年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。歳入総額2億6,063万8,887円、歳出総額2億5,644万936円、歳入歳出差引額は419万7,951円でございます。この黒字分について、平成22年度の保険料収入でございます。平成22年度で福岡県後期高齢者医療広域連合への保険料納付金で納付することになっておるところでございます。

主な施策等については、決算附属資料に掲載しております。

よろしく御審議をいただき御認定をお願い申し上げます。

次に、認定第9号平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。歳入総額が2億8,738万3,669円、歳出総額2億7,424万5,093円、歳入歳出差引額は1,313万8,576円でございます。

主な施策等については、決算附属資料のとおりでございます。

よろしく御審議をいただき認定くださいますようお願い申し上げます。

次に、認定第10号平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。歳入総額が3億305万1,694円、歳出総額が2億8,642万4,045円、歳入歳出の差引額は1,662万7,649円でございます。

主な施策等については、決算附属資料のとおりでございますので、よろしく御審議をいただき御認定いただきますようお願い申し上げます。

次に、認定第11号平成22年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。歳入総額が1億9,908万2,000円、歳出総額は1億1,412万8,638円、歳入歳出の差引額は8,495万3,362円でございます。翌年度に繰り越した財源が8,109万5,000円でございます。実質収支額は385万8,362円となっております。

主な施策等については、決算附属資料のとおりでございます。よろしく御審議をいただき御認定をいただきますようお願い申し上げます。

次に、認定第12号平成22年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定でございますが、歳

入総額1億4,380万4,746円、歳出総額は1億3,547万8,204円となっております。歳入歳出の差引額は832万6,542円の黒字となっておりますのでございます。

主な施策等については、決算附属資料に掲げております。よろしく御審議をいただき認定いただきますようお願い申し上げます。

それから、次に、認定第13号平成22年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定でございますが、水道事業の経常的支出である収益的収支の収益については、当年度純利益が2,572万3,775円となっております。資本的支出については、消費税込の総収入2億271万4,000円、総支出は2億8,895万1,387円となっております。不足額8,623万7,387円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんをしております。

内容としては、収入の主なもの国庫補助金が2億円、支出は、建設改良費として、浄水場改良工事及び量水器購入に2億836万5,631円、企業債償還金として、8,058万5,756円を償還しております。

よろしく御審議をいただき御認定をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

議長(田村 兼光君) これで説明が終わりました。

ここで代表監査委員に決算の監査結果の報告を求めます。代表監査委員の尾座本雅光さん、お願いします。

代表監査委員(尾座本雅光君) おはようございます。代表監査委員の尾座本です。よろしくお願いいたします。

まずもって、さきの町議会議員選挙で御当選された皆さん、心からお喜び申し上げます。

それでは、歳入歳出決算の平成22年度の審査を行いました、その結果を御報告申し上げます。

7月27日から8月4日にかけて、町監査事務局で有永監査委員さんと実施をいたしました。その結果について御報告を申し上げます。

22年度の一般会計の歳入歳出決算規模は、歳入は110億8,093万8,803円となっております。歳出は95億7,915万1,124円で、差引額は15億178万7,679円です。実質収支は14億1,062万679円となり、単年度収支によりますと4億1,219万9,644円の黒字となっております。

一方、特別会計におきましては、歳入合計が37億4,492万5,517円で、歳出合計額は39億4,657万4,458円で、実質収支は2億8,274万3,941円の赤字となっております。

単年度収支におきましても、659万4,646円の赤字でございます。

一般会計と特別会計を合わせたところでは、歳入総額は148億2,586万4,320円、歳出総額は135億2,572万5,582円になります。差し引きますと、13億13万8,738円、実質収支では11億2,787万6,738円、単年度収支を見ますと、4億560万4,998円の黒字となっております。

22年度の決算統計調査、いわゆる普通会計では、通常収支比率が88.1ポイント、対前年度5.6ポイント

の改善が見られます。財政力指数では0.345、対前年度で比較しますと0.015ポイント減少いたしてます。実質公債費比率では16.0ポイント、対前年度で比較しますと、1.5ポイントの改善となっています。

また、「地方公共団体の財政健全化に関する法律」に基づき、4指標、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率と資金不足比率の各指標とも対前年において改善された数字となっています。

しかし、今後とも、財政運営に当たりましては、歳入財源確保により一層努めるとともに、歳出の成果の明瞭化など、計画性を持たせ、効果的・効率的な運営に努められるよう願うものでございます。

しかし、あわせ、一般会計、国民健康保険特別会計におきましては、それぞれ1,030万4,373円、それと2,259万4,163円の不納欠損処分が執行されてます。不納欠損処分につきましては、処分に至らぬよう個々の状況を十分調査し、適切な執行管理に努め、その処分については法令等の趣旨に従って厳正に運用されたいとお願いいたします。

なお、累積する収入未済額は、町税のほか住宅使用料、保険税、貸付金等に及んでおり、自主財源の確保はもとより、負担公平を期す上からも、実効のある対策を講じられるよう要望いたします。

また、上水道事業会計の状況でございますけども、総収益は2億4,361万7,790円であります。総費用が2億1,789万4,015円となっています。当年度の純利益額は2,572万3,775円で、前年度の純利益額は3,362万9,394円に比べて、790万5,619円の減となっており、単年度の経営状況は安定傾向にありますが、より一層の収益率の向上を目指すよう要望いたします。

特に、有水率は当年度は77.9%で、前年度の78.4%に対して、わずかでありますが、悪化しておる状況にあります。収益の根幹をなす有水率は依然低い水準にあります。したがって、その原因究明に努めるとともに、水道料金の収納率向上に一段の努力をされることを要望いたします。

以上、前年度決算監査意見書に述べた要望事項についても引き続き検討願ひ申し上げまして、監査報告をさせていただきます。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) 御苦労さまでした。

日程第22. 議案第75号

議長(田村 兼光君) ここで、日程第22、議案第75号築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第75号築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成23年9月5日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第75号は築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本案は、築上町に進出する企業に対して奨励措置を行うということで、本議案は、固定資産税を3カ年100分の100を減免すると、4年目は100分の60、5年目が100分の30にするという、こういう条例案でございます。

その他、あと要綱に基づきまして、多々種々のいわゆる優遇施策を講ずるということにいたしておるところでございます、これは固定資産税の関係をこの条例化にするものでございます。

よろしく御審議をいただき御採択をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

日程第23. 議案第76号

議長(田村 兼光君) 日程第23、議案第76号訴訟事件の和解についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第76号訴訟事件の和解について、標記について、地方自治法第96条第1項の規定により付議する。平成23年9月5日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第76号は訴訟事件の和解についてでございますが、本案は、平成22年5月27日に裁判のほうに訴えられておりました著作物の無断使用ということで、写真家が、いわゆる旧築城町で委託で撮った写真を旧築城町から築上町になったときに、これを無断で使用したというふうなことで、著作権法に基づく損害賠償が求められておりました。裁判所の和解案ということで、約600万円が出ておりましたが、一応、和解500万円というふうなことで、こちらにも非があるというふうなことを認めまして、和解に応じるようになった次第でございますし、弁護士等の意見も聞きながら、和解したほうがいいというようなこともございまして、しかし、和解案どおりではだめだというようなことで、弁護士頑張って100万円相手が譲歩してきたというふうな状況になっておるところでございます、早くピリオドを打ちながら、今後はこの写真家の撮った写真はすべて築上町のほうで使っていいと、そういう条件をつけながらの和解になっておるところでございますし、そういうことで、和解をいたしたく議案として提案をさせていただいておるところでございます。

よろしくお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

日程第24. 議案第77号

議長(田村 兼光君) 日程第24、議案第77号町道路線の認定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第77号町道路線の認定について、次のように町道路線を認定するものと

する。平成23年9月5日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第77号は町道路線の認定でございます。築城83号線ということで、下築城にある道路でございますけれども、これを今まで未認定でございましたので、認定するようにお願いするものでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

日程第25. 議案第78号

日程第26. 議案第79号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第25、議案第78号築上町監査委員の選任についてから日程第26、議案第79号人権擁護委員の推薦についてまでは人事案件です。したがって、日程第25号から日程第26号までを会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第78号から議案第79号までを委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

お諮りします。議案第78号から議案第79号は人事案件であり、投票により同意または適任の賛否をしたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 日程第25、議案第78号の築上町監査委員の選任についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。総務課長、吉留君。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第78号築上町監査委員の選任について、築上町監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法第196条の規定により、議会の同意を求める。平成23年9月5日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第78号は築上町監査委員の選任についてでございますが、地方自治法第196条の規定により、議会議員から1名監査委員を町長が議案として出して同意を求めるということになっております。

前回までは、有永義正議員が監査委員を務めておりましたが、7月31日で任期が切れております。しかし、今議会まで継続して監査の任に当たっていただきましたが、定例会にわたりまして、今回は丸山年弘議員を監査委員として提案しております。

そういうことで、議会の同意を求めるものでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

ただいま説明がありましたように、築上町監査委員の選任について、議会の同意を求めるものであります。

なお、丸山年弘議員は、地方自治法第117条の除斥規定により、退席してください。

(3番 丸山 年弘君 退席)

議長(田村 兼光君) 本案は人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を本日決定したいと思います。

議長(田村 兼光君) ただいまの出席議員は15人です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、投票立会人に、4番、工藤政由議員、5番、工藤久司議員を指名します。

では、投票箱の点検を行います。

(投票箱点検)

議長(田村 兼光君) 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。任命に同意の方は同意に丸印を、不同意の方は不同意に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは白票は不同意と見なします。

では、投票用紙を配付してください。

(投票用紙配付)

議長(田村 兼光君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) それでは記入してください。記入をしたら、議席番号順に投票してください。

(議員投票)

議長(田村 兼光君) 投票の漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで投票を終わります。

では、開票を行います。立会人の方はお願いします。

(開票)

議長(田村 兼光君) 投票の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち同意9票、よって、議案第78号の築上町監査委員の丸山年弘議員の選任については、同意とすることに決定しました。

監査委員が決まりましたので、一言ごあいさつ願います。

議員(3番 丸山 年弘君) 皆さん、どうも。監査委員ということで、重責を賜ります。皆さんに心からお礼申し上げます。また、これから先も、築上町の会計、それから、もろもろの厳しい情勢の中、じっくり監査して、皆

さんに御報告申し上げたいと考えております。本日はどうもありがとうございました。

議長(田村 兼光君) しっかり頑張ってください。

議員(3番 丸山 年弘君) はい。

議長(田村 兼光君) 日程第26、議案第79号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第79号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に次の者を推薦することについて、意見を求める。平成23年9月5日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第79号は人権擁護委員の推薦についてでございます。

人権擁護委員に推薦する者は、住所が築上町大字上ノ河内622番地の白川義孝氏、生年月日が昭和14年7月30日ということでございます。

白川氏は、もう本当に長い間、人権擁護委員を務めて、次には、もうちょっと定年制で75歳を迎えるというようなことで、法務省の定年条項ございますんですね、本人非常に、今度、辞退したいというふうな申し出もございましたけれども、やはり、人権擁護委員の皆さんをリードしていただきながら、最後の仕事をやっていただきたいということでお願いをいたしまして、今回、了解を得て、引き続き人権擁護委員をやっていただくというようなことございますので、どうぞ、皆さん方の推薦する意見を肯うということで、お願い申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明終わりました。

ただいまの説明のとおり、人権擁護委員の推薦について議会の意見を求めるものです。

本件は人事案件です。会議規則82条の規定により、投票で適任、不適任を本日決定いたします。

議場の出入口を閉めてください。

(議場閉鎖)

議長(田村 兼光君) ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、6番、有永義正議員、7番、吉元成一議員を指名します。

それでは、投票箱の点検を行います。

(投票箱点検)

議長(田村 兼光君) 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。推薦に適任とする方は適任に丸印を、不適任とする方は不適任に丸印をつけてください。どちらとも判定しがたいもの、あるいは白票は不適任と見なします。

では、投票用紙を配付してください。

(投票用紙配付)

議長(田村 兼光君) 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) それでは記入してください。記入終わりましたら、議席番号順に投票してください。

〔議員投票〕

議長(田村 兼光君) 投票の漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで投票を終わります。

では、開票を行います。立会人の方はお願いします。

〔開票〕

議長(田村 兼光君) 投票の結果を報告します。

投票総数15票、有効投票15票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち適任12票、よって、議案第79号の人権擁護委員に白川義孝氏を選任することに決定しました。

議場開鎖をお願いします。

〔議場開鎖〕

議長(田村 兼光君) 出席してないので、あいさつは抜きにします。

日程第27. 発議第7号

議長(田村 兼光君) 日程第27、発議第7号築上町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。進事務局長。

事務局長(進 克則君) 発議第7号築上町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条の規定により提出する。平成23年9月2日、提出者、築上町議会議員吉元成一、賛成者、築上町議会議員信田博見、賛成者、築上町議会議員田原宗憲、賛成者、築上町議会議員丸山年弘、賛成者、築上町議会議員宮下久雄、築上町議会議長田村兼光殿。

議長(田村 兼光君) 提出者の説明を求めます。吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) 築上町議会議員定数条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明を申し上げます。

現在の議員定数は、平成19年の9月議会において議員定数削減を行い、次の選挙から16人となり、今回執行されたところであります。今日の取り巻く社会情勢の中で、行財政、地域の状況や人口規模を勘案するとともに、議会が住民代表機関であり、住民意思の反映ができる範囲内で議員定数の削減を行うことから、今回、改選後の議員定数を14人とするものであります。

なお、近隣の市町においては、吉富町が人口で、人口7,000で10名、上毛町が人口8,000で12名、みや

こ町が2万3,000弱で16名、苅田町が3万4,300で17名、築上町におきましては、今日2万を割り込んだ状況の中で16名であります。こういったところと比較しましても、また、隣の市であります豊前市も2万8,000の人口の中で17名の現在の議員であります。地域住民の方から、市民の方からの強い要望の中で、議会でも協議中ということでもありますので、まずもって、近隣の上毛町の12名よりは、やっぱり、人口も倍以上いますので、14名という程度に減らしたらどうかという気持ちの上で提案しましたので、よろしく御審議のほどをお願いしまして、採択お願いいたします。

議長(田村 兼光君) これで説明が終わりました。

ここで、議案に対する資料要求及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、所定の様式で事務局まで提出してください。

なお、一般質問の締め切りは本日の午後3時までとします。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。(「議長」と呼ぶ者あり)工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) ここに、日本の常識と思ってましたが、初日の最後尾にいつも議案質疑、資料要求があるんですが、これは後で、担当課とか、課長のほうに言ってくれというような、今、お話でございました。聞いてびっくりしました。ないのかと思ったら、あったような感じですが、これ担当課長に言っても、担当課長権限持ってないと思うんですね。この資料出していいか、この資料出して悪いか。結局、町長にお伺い立て、町長の決裁がないと出さないのが、このお役所の仕組みだろうと思ってますが。

そこで、議員は皆さん、ここ再確認してもらいたいんですが、議会開催中は調査権というのが発生します。だから、当然議員もこの議会開催中に関しては調査権持ってます。その辺も職員の皆さん、自分もこの調査権をフルに発揮して、町民の負託にこたえたいというふうに思ってます。職員のほうも、その点、協力していただきたいと思いますが、最終的には町長の決裁、町長が出していいと言った書類しか資料要求出しても、なかなか時間がかかるだろうし、要求したものが上がってこないというようなことになるかと思えますので、どうでしょう、今まで、僕が町長やってたときのルールと変わってますが、ここで資料要求をして、出せるものか、出せないものか、この場ではっきりさせたらどうかと思えますけど、どう思いますか、審議してください。

議長(田村 兼光君) 今、工藤議員から質疑がありましたが、今までは資料を出していましたがね。(「議長、いいですか」と呼ぶ者あり)はい。

議員(15番 武道 修司君) これ、合併してからですね、資料要求ということで、資料要求の時間をとってしてたんですけど、最初は、ちょっと皆さん、わあっというふうな形で收拾がつかないということで、様式にまとめて、様式での資料要求というふうな形になったと思います。いきさつはですね。調査権はあくまでも皆さん放棄したわけじゃないし、議員も全員それは覚悟の上でやっていることでありますので、私たちがその調査権を放棄したというわけではないということだけ、ちょっと御理解しとっていただきたい。

町長が出すか出さないかというのは、議員がしっかりして、その資料要求すればいいことであって、それをもらえとか、もらえないとかいう、その次元のレベルの話ではないというふうに思ってます。私は、今まで、

それでやってきたし、今まで資料要求を様式で要求してきて、ちゃんと資料渡してもらってます。それは出せるか、出せないかというのは、しっかりした中でやるべきであって、ここでその資料要求をできるか、できないか、常識がどうこうとかいうふうなレベルの話ではないと思います。今までは、その資料要求を様式によって、公文書化してやるということをやってますんで、今までどおりのやり方で、しっかりと資料要求した分に関しては、しっかりと資料を出していただくということではないかというふうに思います。

以上です。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) 何か、武道議員さん、勘違いされてるんじゃないかと思うんですけど、そうじゃなくて、ここで出せるもの、出せんものを明確にしてほしいということの議論をしたらどうかと思うんですけど。どうなんでしょうね。僕るときは、当然、町長に対しての資料要求してました。この資料出してくれと。職員に対して資料要求はしてません。町長に対して、この資料出してくれ、この資料出せるか、出せんかというような返答もらって、僕は印鑑ついて、この資料については出していいというような判断でやってました。(発言する者あり)いや、おれが、おれがしゃべりよんやから、黙っちゃって。だから、そういった意味で、ちょっとね、僕は、資料要求するとか、一つ、職員の判断じゃあ、できかねない資料要求を一つしようかと思ってますんで。どうなんでしょうね。通例とか、慣例どおりやるっていうんなら、やってもいいでしょうけど。この場で町長の決断を求めるような資料要求したいと思ってますし、1点だけ、そういうもんがあるもんですから、そういう要求して、調査権がどうのこうのとかいうような、そういった話じゃございません。ぜひ、この場で、出された資料、時間かかるわけじゃないんですよ、別に。ここで、これと、これと、この資料出してくれ、出されるか、出されんかと、それだけの話でいいんですけど。そんなめったな、めった無謀な要求してるわけじゃないと思いますけど、いかがでしょうか。

議長(田村 兼光君) 工藤議員、今までね、わしはあんまり出したことないんよ。けれども、各議員が事務局に自分がこういう資料を出してくれと言えば、それはほとんど、みんな出しよったんじゃないですか。いやいや、今までね、各議員がこういうぐあいに資料を自分が必要なやつを提出したら、委員会のときに、所管外のものを出したときにね、それを処理を出しよったような気がしますよね。はい、吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) 工藤議員が言われるように、資料要求を、工藤議員も、ほかもあればですね、皆さん、していただいて、出せるか、出せんかというたら、町長の判断でしょう。それで、これ出せない理由は何かちゅうことで、納得できない場合は、そこでまた諮ると。いろんな方法があると思いますんで。町長は今どの書類かもわからないし、出せるか、出せんかちゅう、返答もできないと思うんですよ。これを議場でみんなを巻き込んだ話にしなくても、別に今まで資料は出していただけてますんで、よほどのことがない限り、法的に違反するようなものやない限り、私は、町長は出していただけると判断してますんで。その方向で、なるべく出せるようにしていただきたいというお願いでとどめたらどうですかね。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) 僕は町政の公開ということで、個人のプライバシーに関することは、これは出しません。それから特許とか、町の利害に反するような資料を出せと言っても、これは出しませんし、あとは情報公開条例に基づいて、すべての資料は出しますし、また、特に議員さんは議会開会以外でも、ちゃんと、ぴしゃっと書面でどういう資料が欲しいということで書いていただければ、当然出します。そういうことで、ぜひ、お願い、今までどおり、資料はすべて出さないというわけではございませんし、しかし、莫大な資料で、こういう資料をつくれとか、そういうものは、ちょっとお断りする場合がございます。というのが、いろんな資料を複合的に分析するんで、それは今ある資料をそれぞれ議員さんで分析して、まとめあげたりするのは議員さんでやってもらいたいと、このように考えておりますし、今ある、公文書である資料はすべて出したいと、このように考えております。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) 何回も、こんなことで時間とるのどうかと思うんですが、例えば、今、新川さんが言ったように、不利益になる、守秘義務にかかるというのは、当然、それはもう出せませんし、出せとは言いません。1点だけ、じゃあ、僕はここで聞かせていただきますけど、いいですか。1点だけ。あとは職員に請求してもいいと思いますけど、どういう判断するか。この辺なんですが、どういう判断するか、ちょっと1点だけ、資料要求をさせていただきたいと思いますけど、議長、許してもらえますか。(発言する者あり)1点だけ。(発言する者あり)

議長(田村 兼光君) 職員が判断で出せる範囲のことならいい。

議員(4番 工藤 政由君) はい、わかりました。(発言する者あり)いいです。

議長(田村 兼光君) また、いろいろと、1回、あんたが資料出してみて、せんとき、また、みんなと、議員と、みんなと、いろいろ話し合うて。いいですね。

よし。じゃあ、どこやったか、今。

なお、一般質問の締め切りは、本日の午後3時までとします。

議長(田村 兼光君) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。これで散会します。御苦労さんでした。

午前11時31分散会